

個人情報の漏えいについて

労働者健康安全機構本部産業保健・賃金援護部における個人情報の漏えいについて、以下のとおり事実関係を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

平成 29 年 3 月 22 日に産業保健・賃金援護部の産業保健アドバイザーが促進員情報(産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員等に業務上必要な情報を送っているもの)をメール送信する際、宛先を BCC (ブライント・カーボン・コピ-) 欄に入力して送信すべきところ、誤って CC (カーボン・コピ-) 欄に入力して送信したため、機構職員以外の方 25 名の個人メールアドレスが漏えいすることとなった。

2 発生原因

促進員情報をメール送信する際、産業保健アドバイザー以外の職員がダブルチェックを行っていなかった。

3 関係者への説明

最初の CC によるメール送信後、約 20 分後にメール送信先にお詫びと CC 送信メールの削除を依頼するメールを BCC で送信し、その後、当事者に直接電話連絡を行って、改めて口頭で謝罪の上、CC 送信メールの削除を依頼した。

4 再発防止対策

- (1) 促進員情報を発信する産業保健アドバイザーに対し、個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施する。
- (2) メール誤送信防止ソフトを速やかに購入し、促進員情報はメール誤送信防止ソフトを使用して送信することとする。
- (3) 促進員情報を送信する際には、送信先が BCC となっていることを産業保健・賃金援護部の職員とダブルチェックしてから送信することとする。

平成 29 年 3 月 28 日
独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健・賃金援護部
部長 山本 博之
産業保健業務指導課
課長 畠山 泰之
(電話) 044-431-8661